

【新聞記事】

労災事故で男性死亡
 産業廃棄物中の施設で、同社従業員が破砕機に挟まれ、死亡しているのを別の従業員が見つけた。
 屋外に置かれた破砕機前の足場から、木製の板を投げ入れる作業をしていた。破砕機は成人男性が入れるほどの大きさだった。署が詳しい状況や事故原因を調べている。

※事故発生場所や時期等を特定されないことがないように黒塗りを施しています。

| | |
|-------------------|------------|
| 機械設備・有害物質の種類（起因物） | 動力運搬機（破砕機） |
| 災害の種類（事故の型） | はさまれ、巻き込まれ |
| 被害者数 | 死亡者数：1人 |

【同類事故防止対策】

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- ・回転部に巻き込まれるおそれが想定される箇所には、覆い、囲い、あるいは巻き込み防止ブロック等を設けること。
- ・危険源の近くには手が届く範囲に非常停止スイッチを備える
- ・機械の掃除等の作業を行う際、作業者に危険を及ぼすおそれがある場合は、機械の運転を停止させ、電源ロックを励行すること。
- ・設計時、設備導入時等に、導入設備における作業（非定常作業を含む）に係るリスクアセスメントを実施し、潜在的危険有害性を把握し、その除去低減対策を講じること。
- ・回転部に巻き込まれるおそれのある箇所に近寄らないよう、作業者に徹底させること。
- ・事業場で定めた「安全に係るルール（安全5項目：回転部には近づかない、点検補修時には電源ロックを行う、補修時は3人以上で作業を行う、報・連・相の徹底等）」が確実に履行されるよう、対応時の体制の明確化、電源ロック実施作業に係るチェックリストの作成等、労働災害防止の方法等についての安全衛生教育を行い、安全管理体制の整備を図ること。

【類似事故】

投入コンベアを停止させずにローラ 一部の掃除を行っていたところ、右 腕から胸のあたりまでを巻き込まれ た



発生状況

被災者は、単独で、破碎機の投入コンベアのリターンローラー部に付着した石膏粉を、ワイヤブラシを用いて擦り落として除去する際、投入コンベアを停止させずに作業したため、リターンローラー部とコンベアベルトの間に、ワイヤブラシごと右腕から胸のあたりまでを巻き込まれたもの。

原因

この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 投入コンベアのリターンローラー部に、覆い、囲い、あるいは巻き込み防止ブロック等が設けられていなかったこと。
- 2 投入コンベアのリターンローラー部を掃除する際、当該コンベアの運転を停止しなかったこと。
- 3 投入コンベアのリターンローラー部を掃除する際、リターンローラー部に巻き込まれるおそれがあるにもかかわらず、皮手袋を着用したこと。
- 4 事業場における「安全に係るルール（安全5項目：回転部には近づかない、点検補修時には電源ロックを行う、補修時は3人以上で作業を行う、報・連・相の徹底等）」が定められているが、それが順守される体制（補修時は3人以上で行うとされているが、誰が補修作業に加わるのが明確になっていないこと等）となっていなかったこと。

資料出所：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）